

適合率 低い順	適合 件数	不適合 件数	合計	適合率	整備項目(詳細)	
1	38	87	125	30.40%	1 2 案内板等	オ 消防法第17条第1項の規定により消防の用に供する設備 の設置 が必要な建築物(自動火災報知設備及び避難口誘導灯の設置が必要なもの に限る。)を設ける場合には、屋内から直接地上へ通ずる出入口又は 直通階段の出入口に設けることとされる避難口誘導灯は、点滅機能及び 音声誘導機能により視覚障害者及び聴覚障害者の避難に配慮したもの か。
2	46	72	118	38.98%	1 1 カウンター等	ア カウンター等を設ける場合には、それぞれ1以上のカウンター等を車 いす使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車いす使用者が利用 しやすい空間を設けているか。
3	87	69	156	55.77%	1 2 案内板等	ア 案内板等 (ウ) 必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内す る設備を設けているか。
4	22	16	38	57.89%	1 利用 円滑化 経路	(3)利用円滑化経路 を構成する廊下等 利用円滑化経路を構成する廊下等 エ 段又は傾斜路(階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの(そ の踊場を含む。)に限る。以下この様式において同じ。)の上端に近接 する廊下等の部分には、点状ブロック等を敷設しているか。ただし、次 に掲げる部分を除く。 ・ こう配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下 等の部分 ・ 高さが16cmを超えず、かつ、こう配が1/12を超えない傾斜が ある部分の上端に近接する廊下等の部分 ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けられる廊下等の部分
5	29	21	50	58.00%	1 4 敷地内の通路敷地内の通 路	イ 敷地内の通路に設ける段 (ア) 手すりを設けているか。
6	22	15	37	59.46%	1 6 休憩設備	イ 休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示 をしているか。
7	6	4	10	60.00%	1 利用 円滑化 経路	(10)利用円滑化経路 を構成する敷地内 の通路 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路 オ 敷地内の通路に設ける傾斜路 (カ) 高さが75cmを超えるものには、高さ75cm以内ごとに踏幅が1. 5m以上の踊場を設けているか。

適合率 低い順	適合 件数	不適合 件数	合計	適合率	整備項目(詳細)	
8	21	14	35	60.00%	4 廊下等	エ 段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、点状ブロック等を敷設しているか。ただし、次に掲げる部分を除く。 ・ こう配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分 ・ 高さが16cmを超えず、かつ、こう配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分
9	61	40	101	60.40%	7 便所	(5)男子用小便器 イ アにより床置き等の小便器を設けた場合における1以上の便所の床置き等の小便器は、両側に手すりを適切に配置しているか。
10	45	29	74	60.81%	7 便所	(6)乳幼児用いす及び乳幼児のおむつ換えができる設備 ア 床面積の合計が500㎡以上の建築物(下宿、市場、遊技場、ダンスホール、キャバレー、ナイトクラブ、バー、料理店、待合、自動車車庫、工場、事務所、共同住宅又は寄宿舎を除く。イにおいて同じ。)に便所を設ける場合には、次の基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けているか。
11	44	27	71	61.97%	7 便所	(6)乳幼児用いす及び乳幼児のおむつ換えができる設備 ア (イ) 便所又は別表第1第1号チ(7)(二)ただし書に規定する場所には、乳幼児のおむつ替えのできる設備が設けられているか。
12	46	25	71	64.79%	7 便所	(6)乳幼児用いす及び乳幼児のおむつ換えができる設備 ア (ア) 便房には、乳幼児用いすが設けられているか。
13	46	25	71	64.79%	7 便所	(6)乳幼児用いす及び乳幼児のおむつ換えができる設備 ア (ウ) 乳幼児用いす又は乳幼児のおむつ替えのできる設備が設けられた便所及び別表第1第1号チ(7)(二)ただし書に規定する場所の出入口又はその付近に、当該設備が設けられている旨の適切な表示をしているか。
14	28	14	42	66.67%	16 休憩設備	ア 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物(公衆便所、自動車車庫、共同住宅及び寄宿舎を除く。)には、休憩設備を設けているか。
15	31	15	46	67.39%	7 便所	(1)多機能トイレ等の設置 ウ 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に多機能トイレに加えて便所を設ける場合には、別表第1第1号チ(2)に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けているか。ただし、多機能トイレを2以上設ける場合を除く。

適合率 低い順	適合 件数	不適合 件数	合計	適合率	整備項目(詳細)	
16	118	57	175	67.43%	1 2 案内板等 イ 建築物又は敷地内に主要な案内板を設けているか。ただし、容易に視認できる場合を除く。	
17	21	10	31	67.74%	利用 円滑化 経路	(10)利用円滑化経路を構成する敷地内の通路 エ 敷地内の通路に設ける戸 (ア) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造(回転式を除く。)とし、かつ、その前後に高低差がないか
18	13	6	19	68.42%	利用 円滑化 経路	(9)利用円滑化経路を構成する駐車場内の通路 オ 駐車場内の通路に設ける傾斜路 (オ) 前後の通路と容易に識別できるものか。
19	13	6	19	68.42%	1 5 授乳場所等 ア 床面積の合計が5,000㎡以上の建築物で、乳幼児を連れた者が長時間利用するものについては、授乳場所等を設けているか。	
20	57	26	83	68.67%	2 視覚障害者利用円滑化経路 ウ 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分及び段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、点状ブロック等を敷設しているか。ただし、次に掲げる部分を除く。 ・こう配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分 ・高さが16cmを超えず、かつ、こう配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分 ・段又は傾斜のある部分と連続して手すりが設けられている踊場の部分	
21	11	5	16	68.75%	1 利用 円滑化 経路	(6)利用円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビー 利用円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビー ケ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか。
22	116	50	166	69.88%	2 視覚障害者利用円滑化経路 イ 視覚障害者利用円滑化経路には、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内を除く。	
23	20	9	29	68.97%	1 利用 円滑化 経路	(4)利用円滑化経路を構成する傾斜路 利用円滑化経路を構成する傾斜路 キ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか。ただし、次に掲げる部分を除く。 ・こう配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分 ・高さが16cmを超えず、かつ、こう配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分 ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けられる踊場の部分 ・傾斜のある部分と連続して手すりが設けられている踊場の部分

